

○ 厚生労働省
環境省 告示 第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十八年七月十四日

厚生労働大臣 川崎 二郎

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	登録番号
866	硝酸カドミウム	(1) - 201
867	1, 2-ビス(2-クロロエトキシ)エタン	(2) - 448
868	<i>O O - t e r t</i> -ブチル = <i>O</i> -イソプロピル = ペルオキシカルボナート	(2) - 1729
869	2- <i>s e c</i> -ブチルフェノール	(3) - 503

8 7 0	2 - <i>t e r t</i> - ブチル - 5 - メチルフェノール	(3) - 5 2 1
8 7 1	2 , 4 - ジ - <i>t e r t</i> - ブチルフェノール	(3) - 5 2 1 (3) - 5 2 6
8 7 2	4 , 4 ' - オキシビス (ベンゼンスルホノヒドラジド)	(3) - 8 4 6 (3) - 1 8 8 6 (3) - 1 9 6 9
8 7 3	2 - クロロフェノール	(3) - 8 9 5
8 7 4	4 - クロロフェノール	(3) - 8 9 5
8 7 5	ビス (1 - メチル - 1 - フェニルエチル) = ペルオキシド	(3) - 1 0 8 6
8 7 6	<i>N</i> , <i>N</i> - ジエチル - 3 - メチルベンズアミド	(3) - 1 3 2 1
8 7 7	フタロニトリル	(3) - 1 7 9 9

8 7 8	2 - トルエン スルホン アミド	(3) - 1 8 9 5
8 7 9	1 , 4 - ジメチル - 2 - (1 - フェニルエチル) ベンゼン	(4) - 3 8
		(4) - 2 4 4
8 8 0	2 - エチル - 9 , 1 0 - アントラキノン	(4) - 6 8 7
8 8 1	1 , 3 , 5 - トリアリル - 1 , 3 , 5 - トリアジナン - 2 , 4 , 6 - トリオン	(5) - 1 0 4 7
8 8 2	クロロ (トリフェニル) メタン	(9) - 8 9 7